

議案第119号

大阪市営住宅売却条例の一部を改正する条例案

大阪市営住宅売却条例（昭和33年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第12条」を「第13条」に改める。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞損害金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合に」を「延滞損害金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市営住宅売却条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞損害金について適用し、同日前の期間に対応する延滞損害金については、なお従前の例による。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

売却代金の分割賦金の延滞損害金の割合に係る特例措置を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市営住宅売却条例（抄）

(売却価額)

第3条 物件の売却価額は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第12条の規定に
第13条

より算出した額を基準として市長が定める。

附 則

1 省 略

2 当分の間、第11条に規定する延滞損害金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定
にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭
延滞損害金特例基準割合

和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割
に規定する平均貸付割合

合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、
その年中においては、その年における特例基準割合 に年7.3パーセントの
延滞損害金特例基準割合

割合を加算した割合とする。